

# 財政的援助団体等監査の結果に 基づく措置事項

平成 2 6 年 度

佐 賀 県 監 査 委 員



平成27年6月9日付けで公表した財政的援助団体等監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により佐賀県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年9月15日

佐賀県監査委員	池田	巧
同	田中	俊雄
同	三竿	博史
同	木原	奉文



# 目 次

1	重要な指摘事項に係る措置事項	1
1-1	補助金等交付団体関係	
1-1-1	団体に対するもの	
	特定非営利活動法人楠の木会（障害福祉課就労支援室）	1
1-1-2	所管課に対するもの	
	障害福祉課〔特定医療法人光風会〕	1
	障害福祉課就労支援室〔特定非営利活動法人楠の木会〕	2
2	その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項	3
2-1	各団体に対するもの	
	一般財団法人佐賀県環境クリーン財団（循環型社会推進課）	3
	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団（まなび課）	3
	公益財団法人佐賀県体育協会（スポーツ課）	4
	公益財団法人佐賀県芸術文化協会（文化課）	4
	公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金（地域福祉課）	5
	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団（長寿社会課）	6
	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（健康増進課）	6
	公益財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター（生活衛生課）	6
	公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会（生活衛生課）	7
	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（新産業・基礎科学課）	7
	公益社団法人佐賀県農業公社（農産課）	8
	公益財団法人佐賀県玄海栽培漁業協会（水産課）	8
	学校法人リョーユー学園（こども未来課）	9
	学校法人アカデミー学園（医務課）	9
	特定非営利活動法人ふれあい謙志塾（母子保健福祉課）	10
	社会福祉法人扇寿会（長寿社会課）	10
	社会福祉法人椎原寿恵会（長寿社会課）	10
	特定医療法人光風会（障害福祉課）	11
	社会福祉法人かささぎ福祉会（障害福祉課就労支援室）	11
	武雄商工会議所（商工課）	12
	特定非営利活動法人国際下宿屋（国際経済・交流課）	12
	唐津農業協同組合（畜産課）	12
	佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議（環境課）	13
	虹の松原保護対策協議会（有明海再生・自然環境課）	13
	第66回県民体育大会実行委員会（スポーツ課）	13
	作業療法・介護福祉佐賀県在宅サポートセンター共同事業体 〔佐賀県在宅生活サポートセンター〕（長寿社会課）	14

葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ [佐賀県立森林公園] (まちづくり推進課) .....	14
--	----

## 2-2 各所管課及び関係課に対するもの

### 【出資団体等関係】

スポーツ課 (公益財団法人佐賀県体育協会) .....	15
長寿社会課 (公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団) .....	16
生活衛生課 (公益財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター) .....	16
生活衛生課 (公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会) .....	16

### 【補助金等交付団体関係】

こども未来課 (一般社団法人佐賀県私立幼稚園退職金社団ほか1団体) .....	17
こども未来課 (学校法人リョーユー学園ほか70団体) .....	17
こども未来課 (特定非営利活動法人ふれあい謙志塾) .....	18
循環型社会推進課 (株式会社サンワ環境) .....	18
スポーツ課 (第66回県民体育大会実行委員会) .....	18
母子保健福祉課 (特定非営利活動法人ふれあい謙志塾) .....	19
長寿社会課 (社会福祉法人扇寿会ほか23団体) .....	19
長寿社会課 (社会福祉法人椎原寿恵会ほか2団体) .....	20
障害福祉課就労支援室 (社会福祉法人かささぎ福祉会ほか3団体) .....	20
医務課 (学校法人九州アカデミー学園ほか7団体) .....	20
医務課 (国立大学法人佐賀大学ほか1団体) .....	21
医務課地域医療体制整備室 (国立大学法人佐賀大学) .....	21
健康増進課 (地方独立法人佐賀県医療センター好生館ほか1団体) .....	22
国際経済・交流課 (特定非営利活動法人国際下宿屋) .....	22
畜産課 (唐津農業協同組合ほか2団体) .....	23
文化財課 (武雄温泉株式会社ほか27団体) .....	23

### 【公の施設の指定管理団体関係】

母子保健福祉課 (一般財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会 [佐賀県ひとり親家庭サポートセンター]) .....	24
長寿社会課 (作業療法・介護福祉佐賀県在宅サポートセンター共同事業体 [佐賀県在宅生活サポートセンター]) .....	25
まちづくり推進課 (葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ [佐賀県立森林公園]) .....	25
まちづくり推進課 (久保造園・アメックスグループ [佐賀県立佐賀城公園]) .....	26

# 1 重要な指摘事項に係る措置事項

## 1-1 補助金等交付団体関係

### 1-1-1 団体に対するもの

監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人楠の木会
所 管 課	障害福祉課就労支援室
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県特例子会社等設立支援事業補助関係】</b></p> <p>(1) 補助対象経費の算定で、補助対象外経費を含めて補助金を申請し、過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>補助対象外となる地域共生ステーションと共用しているスペースに係る賃借料、建物外の水路脇フェンスの修繕費及び設立後の期間に係る保険料を補助対象経費に含めて、過大に補助金を受領していた。</p> <p style="text-align: right;">過大補助金受領額      196,000 円</p> <p>(表略)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、同様な事態が発生しないよう、補助対象経費の算定にあたっては、関係経費について再度精査を行い、再発防止を徹底するよう指導した。</p> <p>なお、過大受領の補助金については、平成 26 年 8 月 29 日に全額返納された。</p>

### 1-1-2 所管課に対するもの

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	特定医療法人光風会
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助関係】</b></p> <p>(1) 団体に対する指導及び実績報告書の審査が不十分で、補助金を過大に交付しているものがあった。</p> <p>補助事業の対象外となる経費について、団体への説明が十分でなかった。また、実績報告書において補助対象外となる備品購入費や外構工事費の一部が補助対象経費に含まれていたが、審査が不十分で補助金を過大に交付していた。</p> <p style="text-align: right;">補助金過大交付額      657,000 円</p> <p>(表略)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 過払金分は平成 27 年 1 月 28 日に全額返納された。</p> <p>今後は、補助金額の確定時における実績報告書の審査及び現場確認については、厳格に行うよう改めて職員に周知した。</p>

所 管 課	障害福祉課就労支援室
監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人楠の木会
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県特例子会社等設立支援事業補助関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の審査が不十分で、補助金を過大に交付しているものがあった。</p> <p>実績報告書において補助対象外となる地域共生ステーションと共用しているスペースに係る賃借料、建物外の水路脇フェンスの修繕費及び設立後の期間に係る保険料が補助対象経費に含まれていたが、審査が不十分で補助金を過大に交付していた。</p> <p>補助金過大交付額 196,000 円</p> <p>(表略)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 過払金分は平成 26 年 8 月 29 日に全額返納された。</p> <p>今後は、補助金額の確定時における実績報告書の審査及び現場確認については、厳格に行うよう改めて職員に周知した。</p>



## 2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項

### 2-1 各団体に対するもの

監 査 対 象 団 体	一般財団法人佐賀県環境クリーン財団
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 8 月 20 日
(監査の結果)  (1) 契約事務で、適正でないものがあった。 ① 業務委託の履行確認を行っていないものがあった。 事業名：平成 25 年度「クリーンパークさが」日常清掃業務委託 平成 25 年度支出額：2,100,000 円 提出されていないもの：業務完了報告書  ② 契約書で定められているにもかかわらず、提出や通知のないものがあった。 事業名：平成 25 年度消防設備等法定点検業務委託契約 平成 25 年度支出額：1,127,700 円 提出されていないもの ：作業責任者の通知 通知していないもの：監督員の通知	(措置の内容) <b>【所管課：循環型社会推進課】</b>  ○ 業務委託契約書に基づく業務完了報告書の受理、及び審査結果の通知を行うよう指導した。平成 26 年 8 月 27 日付けで報告書を受理し、平成 26 年 9 月 1 日付けで審査結果の通知を行ったことを確認した。  ○ 業務委託契約書に基づく作業責任者決定通知の受理、及び監督員の通知を行うよう指導した。 なお、平成 26 年度分は、平成 26 年 8 月 21 日に監督員の通知を行い、平成 26 年 8 月 25 日に作業責任者決定通知を受理したことを確認した。

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 10 月 22 日
(監査の結果)  (1) 契約事務で、適正でないものがあった。 ① 業務委託の履行確認を行っていないものがあった。 ・事業名：清掃業務委託 平成 25 年度支出額：7,770,000 円 提出されていないもの： 定期・特別清掃にかかる業務報告書 ② 契約書で定めているにもかかわらず、提出や通知のないものがあった。 ・事業名：自家用電気工作物の保安管理業務委託 平成 25 年度支出額：359,100 円	(措置の内容) <b>【所管課：まなび課】</b>  ○ 今後は、業務委託について、適切に履行確認を行うよう指導した。 なお、清掃業務委託の定期清掃及び特別清掃にかかる業務報告が提出されたことを確認した。  ○ 契約書で定めている提出や通知について、根拠法令等について確認すること、及び委託業者への通知や委託業者からの通知の受理等、契約書に沿った必要な手続を適切に行うよう指導した。

<p>提出されていないもの： 保安業務担当者等の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名：汚水処理施設保守点検・清掃業務委託</li> </ul> <p>平成 25 年度支出額：1,732,500 円</p> <p>通知していないもの： 審査結果の合否の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名：昇降機設備保守点検業務委託</li> </ul> <p>平成 25 年度支出額：1,108,800 円</p> <p>通知していないもの：監督者の通知</p>	<p>なお、自家用電気工作物の保安管理業務委託に係る委託業者からの保安業務担当者等の通知が提出されたことを確認した。</p> <p>また、汚水処理施設保守点検・清掃業務委託については、審査結果の合否が通知されたことを確認した。同通知については、根拠法令がないため、平成 27 年度から契約条項から削除されたことを確認した。</p> <p>さらに、昇降機設備保守点検業務について、委託業者に対して、当該団体から監督者が通知されたことを確認した。</p>
---	---

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県体育協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成 25 年度公益財団法人佐賀県体育協会運営事業補助関係】</p> <p>(1) 時間外勤務手当で、支給していないものがあった。</p> <p>土曜日・日曜日の勤務者に対し、振替休日を与えないまま、時間外勤務手当も支給していなかった。</p> <p>追給額 37,200 円 (15.5 時間分)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：スポーツ課】</p> <p>○ 監査実施後、速やかに支給手続きを行い、平成 26 年 8 月 21 日に支給したことを確認している。今後は、適正な事務処理に努めるとともにチェック体制の強化を図るよう団体に対し指導を行った。</p>

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県芸術文化協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 9 月 30 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 承認手続きで適正でないものがあった。</p> <p>決裁規程では副理事長専決事項とされている 500 万円以上の支出を事務局長が決裁していた。</p> <p>豊増昇生誕百年記念音楽祭実行委員会負担金 5,000,000 円</p> <p>(2) 旅費規程が整備されていなかった。</p> <p>旅費規程で車賃の定額は別に定めると規定されているにもかかわらず、別に定められていなかった。</p> <p>実際は、県に準じて支給されていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：文化課】</p> <p>○ 誤って決裁を行っていた支出については、副理事長へ説明し承認を得ていることを確認した。今後、承認者の誤りがないよう指導を行った。</p> <p>○ 平成 27 年 3 月 27 日に開催された理事会において、旅費規程が改正され、車賃の額が定められた。</p>

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 10 月 16 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 契約事務で、適正でないものがあつた。  社会福祉法人と事務委託契約を締結しているが、基金保管分の契約書に貼付の収入印紙の税額が誤っていた。  契約名 財団法人佐賀県地域福祉振興基金事務委託契約書  契約日 平成 25 年 4 月 1 日  契約金額 10,693,000 円  印紙税額 正当税額 20,000 円  貼付済額 200 円</p> <p>(2) 佐賀県地域福祉振興基金事業助成金交付において、適正でないものがあつた。  ① 実績報告書の提出が遅れているものがあつた。  助成金交付要綱では、実績報告書を、事業完了後 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 20 日のうち、いずれか早い日を提出期限と規定しているが、提出が遅れているものがあつた。  (例) 社会福祉法人若楠  (提出日：H26. 4. 28)、  嬉野市地域福祉連絡協議会  (提出日：H26. 4. 30)、  特定非営利活動法人アート  (提出日：H26. 4. 30)、  社団法人佐賀県理学療法士会  (提出日：H26. 5. 12) ほか</p> <p>② 実績報告書の審査等で、不十分なものがあつた。  10 万円以上の印刷などを行う場合は価格比較を行うなどを実施要領の別表、基準限度額・留意点で規定しているが、現在、提出させている実績報告書の審査等で、このことについて確認が行われていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：地域福祉課】</p> <p>○ 正当税額 20,000 円と貼付済額 200 円の差額の 19,800 円の収入印紙を当該契約書に追加貼付したことを確認した。  今後は、印紙税法の課税物件表を確認のうえ、貼付することを徹底するよう指導した。</p> <p>○ 助成団体から提出させる実績報告書については、期限内の提出がなされるよう、交付決定通知書交付式の際に事務処理の説明を行い、規定の期限の厳守を徹底するよう指導した。</p> <p>○ 未確認となっていた価格比較の手続きの実際については、見積もり合わせによる比較が行われていることを、当該見積書を提出させ確認した。今後は、実績報告書の審査において実地または、書類等により確認するものとするよう指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 10 月 17 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 職員給与規程に不備があった。 団体の給与規程では、給与は県職員給与条 例に準じて支給することとされているが、休 日勤務手当について明記されていないため、 規程を整備されたい。</p> <p>【明るい長寿社会づくり推進事業費補助関係】</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でな いものがあった。 補助金の交付額には影響は生じないもの の、実績報告書において、補助対象外経費の 一部を補助事業に要した経費に含めて報告し ていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：長寿社会課】</p> <p>○ 休日勤務手当を明記した給与規定について 改正がなされ、平成 27 年 4 月 1 日から適用さ れている旨確認した。</p> <p>○ 補助対象経費外とされたものは、他団体の補 助事業の対象経費とされていたものを、本事業 に 2 重計上していたものであり、他団体と県の 補助金の補助対象経費を合算すると法人決算 額を超過していたことから、実績報告書の作成 にあたっては、収支決算書との整合を図るよう 指導を行った。</p>

監 査 対 象 団 体	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 9 月 18 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費 補助関係】</p> <p>(1) 事業計画の変更で適正でないものがあった。 補助事業のうち、がん相談支援事業等に要す る経費について、知事の承認を受けずに、10 パーセントを超える変更を行っていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：健康増進課】</p> <p>○ 補助金交付要綱等に基づき適切に事務を処 理するよう団体に対して通知、指導した結果、 団体においては、各補助金担当者に対し、補助 金要綱に基づき、適正な事務処理に努めるよう 周知徹底された。</p>

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 9 月 17 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県生活衛生指導助成事業補助関係】</p> <p>(1) 実績報告書が適正でなかった。 補助金額に影響はないものの、補助金の実 績報告書の人件費として収益事業に係る人件 費分 (17,347円) を含めて計上していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：生活衛生課】</p> <p>○ 補助対象人件費に誤りがあったため、正しい 内容への訂正を指導し、修正後の書類を提出さ せた。</p>

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 10 月 16 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 契約事務で、適正でないものがあつた。 見積合せによる随意契約に際し、提出された見積書に日付がなく、補正させるべきところを、誤りに気付かないまま見積決定していた。また、50万円を超える契約に際し、請書を徴していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：生活衛生課】</p> <p>○ 佐賀県財務規則に従い、適切に履行確認・処理を行うよう、団体に対して指導の徹底を図った。</p>

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 9 月 2 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助関係】</p> <p>(1) 時間外勤務手当で追給を要するものがあつた。 平成 25 年度 3 月分の時間外勤務の勤務実績の集計に一部誤りがあり、実績に対し少なく支給しているものがあつた。 (正) 59,375 円 (誤) 25,000 円</p> <p>【佐賀県技術振興等補助関係】</p> <p>(1) 企業への研究助成金の交付で、過少に交付しているものがあつた。 支出伝票の審査が不十分で、企業からの請求金額を見誤って支出伝票を起こし、過少に研究助成金を交付しているものがあつた。 ○○企業への研究助成金 正当助成金 499,000 円 誤支給額 449,000 円 差 額 50,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：新産業・基礎科学課】</p> <p>○ 時間外勤務命令簿を集計する際の確認漏れにより、集計すべき時間数が加算されておらず、本来支給すべき額よりも少ない額の支給となっていた。このため、時間外勤務の集計時は担当者と上席者による二重確認を徹底するよう、指導を行った。 また、不足差額 34,375円を追給するよう指導し、平成26年9月に支給されたことを確認した。</p> <p>○ 支出伝票作成時及び決裁時には、企業から提出された関係書類のチェックを複数の人間で、確実に行うよう団体に指導した結果、書類をチェックすべきポイント等について、団体内部で職員にあらためて周知徹底が図られている。 なお、不足差額の 50,000 円は平成 26 年 9 月に該当企業へ交付されていることを確認した。</p>

監 査 対 象 団 体	公益社団法人佐賀県農業公社
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 10 月 7 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 就業規則で見直しを要するものがあつた。 県に準じて職員に夏季休暇を付与しているが、その根拠となる規定が就業規則になかつた。</p> <p>(2) 会計事務で、適正でないものがあつた。 貸倒引当金及び貸貸料減額引当金の計上にあたり、経理規程で定める基準と異なる方法で算定しているものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：農産課】</p> <p>○ 就業規則の見直し及び会計事務の適正化を指示し、以下のとおり改善が図られていることを確認した。</p> <p>○ 平成 26 年度第 3 回理事会（平成 27 年 3 月 24 日開催）において、就業規則の一部改正がなされ、職員への夏季休暇付与の規定が追加されていることを確認した。</p> <p>○ 翌年度の徴収見込額を債権額と誤認し、過去の貸倒率及び減額請求率を乗じて計上していたことが要因との報告を受けた。 また、平成 26 年度は債権額及び貸貸料債権額に基づき算出した結果、引当対象額が少額となったことから、公認会計士の指導のもと貸倒及び貸貸料減額の引当は行わなかつたとの報告を受け、平成 26 年度収支予算書に計上されていないことを確認した。 なお、今後とも、公認会計士の指導のもと経理規定に定める基準に基づき算定をしていく。</p>

監 査 対 象 団 体	公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 10 月 3 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 売掛金の回収に引き続き努められたい。 売掛金の回収に努められているものの、過年度分の売掛金の回収で遅延しているものがあり、引き続き回収に努められたい。</p> <p>(2) 会計事務で、適正でないものがあつた。 会計規程によれば、預貯金については、月に 1 回残高が証明できる書類により、残高と帳簿残高を照合すべきところを照合が行なわれていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：水産課】</p> <p>○ 今後とも、督促等を行い、売掛金の回収に努力するよう指導した。</p> <p>○ 今後は、月に 1 回残高が証明できる書類により、残高と帳簿残高を照合するよう指導をした。</p>

監 査 対 象 団 体	学校法人リョーユー学園
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 8 月 8 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立幼稚園運営費補助関係】</b></p> <p>(1) 契約変更の手続きがなされていないものがあった。</p> <p>借地の賃借料の支払について、借借人と賃貸人との契約書に規定する額から 974,000 円に変更していたが、契約書の変更手続きを行っていなかった。</p> <p><b>【佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金申請で、保育担当者数を誤って算定し、過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>補助金算定の基礎となる保育担当者数等を誤認し、本来より多い人数で申請書等を作成し、1,402,000 円の補助金を過大に受領していた。</p> <p>(監査時点で、過大な補助金については返還手続き中。)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：こども未来課】</b></p> <p>○ 平成 26 年 8 月 22 日付で契約書の変更手続きが行われたことを確認した。</p> <p>○ 平成 26 年 7 月 31 日付けで法人から当該補助金に関する実績報告書の再提出があり、8 月 7 日付けで超過交付額 1,402,000 円について返還するよう通知した。当該返還金については、8 月 13 日に収納済である。</p>

監 査 対 象 団 体	学校法人九州アカデミー学園													
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 8 月 8 日													
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県看護師等養成所運営費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。</p> <p>補助金の交付額には影響は生じないものの、実績報告書において、補助対象経費の一部を誤って記載していた。</p> <p style="text-align: right;">(円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">正</th> <th style="text-align: center;">誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与費</td> <td style="text-align: right;">38,945,736</td> <td style="text-align: right;">39,154,720</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費</td> <td style="text-align: right;">4,673,488</td> <td style="text-align: right;">4,698,566</td> </tr> <tr> <td>対象経費 実支出額合計</td> <td style="text-align: right;">59,120,956</td> <td style="text-align: right;">59,355,018</td> </tr> </tbody> </table>		正	誤	給与費	38,945,736	39,154,720	福利厚生費	4,673,488	4,698,566	対象経費 実支出額合計	59,120,956	59,355,018	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：医務課】</b></p> <p>○ 実績報告書の作成にあたっては、適正な事務処理を行うよう指導した。</p>	
	正	誤												
給与費	38,945,736	39,154,720												
福利厚生費	4,673,488	4,698,566												
対象経費 実支出額合計	59,120,956	59,355,018												

監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人ふれあい謙志塾
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 6 月 5 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成 25 年度佐賀県安心こども基金特別対策事業費補助（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）関係】</p> <p>(1) 補助対象施設が有効に活用されていなかった。</p> <p>補助対象施設の運営が休止状態に至っており、補助対象施設が有効に活用されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：母子保健福祉課】</p> <p>○ 所管課と団体の間で、施設の運営再開に向けて協議を進めている。</p> <p>今後は、施設が休止状態に陥ることがないように、代表者からのヒアリング実施等により、指導を徹底していく。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人扇寿会
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 10 月 31 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成 25 年度軽費老人ホーム事務費補助関係】</p> <p>(1) 利用者の収入認定事務で、適正でないものがあつた。</p> <p>利用者から徴収される事務費徴収額は、本人の前年の対象収入によって決定され、この対象収入は、前年の収入から必要経費を控除し算定されるが、下記のとおり、収入や必要経費の取扱いが誤っているものがあつた。</p> <p>(表略)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：長寿社会課】</p> <p>○ 利用者負担の基となる収入や必要経費の確認を徹底するよう団体に指導した。</p> <p>また、同じ補助金を受けている他の団体に対して、別途、注意喚起を行った。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人椎原寿恵会
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 7 月 31 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助関係】</p> <p>(1) 補助金の事務手続きで適正でないものがあつた。</p> <p>① 最低制限価格の設定は、その基準については佐賀県建設工事最低制限価格制度事務処理要領によることとされているが、要領と異なる設定を行っているものがあつた。</p> <p>② 入札参加業者については、あらかじめ県に届け出ることとされているが、事前に届け出していないものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：長寿社会課】</p> <p>○ 今後補助事業における入札については、佐賀県建設工事最低制限価格制度事務処理要領に沿って行うよう団体に指導した。</p> <p>○ 補助事業における提出書類については、事前に時系列にてチェックリストを作成し、複数名でチェックを行うよう団体に指導した。</p>



<p>③ 補助事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月20日までに年度終了実績報告書を県に提出することとされているが、提出されていなかった。</p> <p>④ 事業実績報告書に添付されている歳入歳出決算（見込）書抄本に誤りがあった。</p>	<p>○ 提出書類については、複数名でチェックを行うよう団体に指導した。</p> <p>○ 以上のことについて、今年度同じ補助金を受ける団体に対して、注意喚起を行った。</p>
--	--

監 査 対 象 団 体	特定医療法人光風会
監 査 執 行 年 月 日	平成26年9月25日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助対象経費の算定で、補助対象外経費を含めて補助金を申請し、過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>補助対象外となる備品購入費や外構工事費の一部を誤って補助対象経費に含めて実績報告書を提出し、過大に補助金を受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 657,000 円</p> <p>(表略)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：障害福祉課】</b></p> <p>○ 今後、同様な事態が発生しないよう、補助対象経費の算定にあたっては、関係経費について再度精査を行い、再発防止を徹底するよう指導した。</p> <p>なお、過大受領の補助金については、平成27年1月28日に全額返納された。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人かささぎ福祉会
監 査 執 行 年 月 日	平成26年9月17日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業補助（平成24年度）関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱に定める知事への報告が行われていなかった。</p> <p>補助金交付要綱第5条で、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除額が確定した場合は、速やかに知事に報告することと規定されているが、報告書が提出されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：障害福祉課就労支援室】</b></p> <p>○ 今後、同様な事態が発生しないよう、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入れ控除額の報告を行うよう指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	武雄商工会議所
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 10 月 3 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県小規模事業経営支援事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 手当支給細則で、見直しを要するものがあった。</p> <p>職員に支給する各種手当については、所管課から通知される「佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金」の配分額に基づき支給されているが、細則の整備が遅れたまま細則で定める金額と異なる運用を行っているものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：商工課】</b></p> <p>○ 扶養手当及び住居手当の支給に係る細則について改正を行うよう指導した結果、所要の改正が行われ、平成 27 年 4 月 1 日から施行された。</p>

監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人国際下宿屋
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 10 月 8 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私費留学支援事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助対象経費の取り扱いについて、適正でないものがあった。</p> <p>補助金の交付額に影響はないものの、実績報告書において、支援者等から徴収した全体交流会費に係る収入及び支出の計上漏れがあった。</p> <p>当該補助事業実績額</p> <p>(正) 3,203,825 円</p> <p>(誤) 3,122,936 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：国際経済・交流課】</b></p> <p>○ 今後は補助対象事業に係る収入及び支出の計上漏れがないよう、適正な事務処理について指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	唐津農業協同組合
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 7 月 1 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県繁殖雌牛導入対策事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助事業の執行で適正でないものがあった。</p> <p>導入雌牛貸付契約書を、繁殖農家に送付していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：畜産課】</b></p> <p>○ 雌牛を貸し付けした全農家(繁殖農家)に対し、平成 26 年 7 月 2 日に配布されたことを、唐津農業協同組合に確認した。</p>

監 査 対 象 団 体	佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 6 月 17 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【「ストップ温暖化」県民運動推進事業負担金関係】</p> <p>(1) 会計規程で、見直しを要するものがあった。 会計規程では、出納閉鎖の5月31日後に作成された歳入歳出決算書により監事監査を行うようになっているが、5月31日を待たずに決算書が作成され、それに基づく監事監査が実施されていた。出納閉鎖に関する規定の見直しを検討されたい。</p> <p>(2) 給与の返納処理で、適正でないものがあった。 嘱託職員の1月分給与の返納額を支出科目に戻すべきところを、収入(雑入)として処理していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：環境課】</p> <p>○ 会計規程の見直しをするよう指導した結果、出納閉鎖について、「出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。ただし、特別の理由がある場合は、会計管理者(事務局長)はその期日を変更することができる。」と会計規程が改正されたことを確認した。</p> <p>○ 今後、佐賀県財務規則に準じて会計処理を行うように、団体に対して指導の徹底を図った。</p>

監 査 対 象 団 体	虹の松原保護対策協議会
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 10 月 27 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【虹の松原再生・保全事業負担金関係】</p> <p>(1) 会計事務で、適正でないものがあった。 受け入れた寄付金を虹の松原基金として積み立てられているが、平成17年度以降の出納簿の整備が行われていないことから、記帳を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：有明海再生・自然環境課】</p> <p>○ 虹の松原基金管理簿の整備及び記帳の徹底を指導した結果、平成26年7月7日に、平成17年度以降の出納簿の記帳が行われ、虹の松原基金管理簿の整備が完了したことを確認した。</p>

監 査 対 象 団 体	第 66 回県民体育大会実行委員会
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 6 月 24 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【第 66 回県民体育大会実行委員会分担金関係】</p> <p>(1) 会計事務で、適正でないものがあった。</p> <p>① 見積合せに際し、見積書に見積日付が記載されていないものがあった。</p> <p>② 資金前渡での支払で、前渡金受領後、債権者への支払が翌日以降になる場合に、現金出</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：スポーツ課】</p> <p>○ 見積書の日付け等の記載内容について、確認を徹底するよう指導した。</p> <p>○ 監査実施後、速やかに現金出納簿が作成された。前渡金受領後、債権者への支払が翌日以降</p>

納簿で出納経過が整理されていなかった。	になる場合には、現金出納簿で整理することを徹底するよう指導した。
---------------------	----------------------------------

監 査 対 象 団 体	作業療法・介護福祉佐賀県在宅サポートセンター 共同事業体
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 10 月 10 日
監査の結果) <b>【公の施設：佐賀県在宅生活サポートセンター関係】</b> (1) 協定書に基づく県との協議を行っていないものがあつた。 協定書に基づく施設利用者を含む第三者への損害賠償責任を達成するための協議が行われていなかった。  (2) 実績報告書に誤りがあつた。 収支決算書の収入額（入居者負担金）に計上漏れがあり、適正な実績報告書となつていなかった。 計上漏れ額 70,800 円（3月末の未収金）	(措置の内容) <b>【所管課：長寿社会課】</b>  ○ 損害賠償保険の期間が1年間であるため、更新に際しては協議を行うよう指導を行った。  ○ 収支決算書の作成については、同様の誤りが起こるのを防ぐため、経理の専門家である会計事務所の指導を受け適正化を図っている旨確認した。 指定管理者に対する実地調査の際に、会計事務所作成資料等を確認することにより、再発防止を図る。

監 査 対 象 団 体	葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 10 月 15 日
(監査の結果) <b>【公の施設：佐賀県立森林公園関係】</b> (1) 協定書に基づく報告書で、提出されていないものがあつた。 管理運営に関する協定書第28条に定めた「個人情報取扱特記事項」において求められる「個人情報管理体制等報告書」が提出されていなかった。  (2) 施設の使用に伴う収入で、業務仕様書に定めがないものを県と協議を行わないままに指定管理者の収入としているものがあつた。 ① 旧管理事務所を園地管理の現場事務所として貸し付け、指定管理者の収入としていた。	(措置の内容) <b>【所管課：まちづくり推進課】</b>  ○ 書類が所在不明となつていたことから、今後「個人情報管理体制等報告書」は、年度当初の年度協定書と併せて提出させ、基本協定書・年度協定書とともに保管することした。  ○ 県と協議を行わないまま収入としていた2つの案件については、料金等の徴収の定めがないため、収入できないものであつたと判断し、返還処理を行わせた。 また、野球場の時間外利用等、料金設定が必

<p>② 野球場利用に際し、利用料金に時間外利用に係る定めがないにも関わらず、時間外対応分として追加料金を徴収し、指定管理者の収入としていた。</p>	<p>要と考えられるものについて、今後、園内施設全体で見直しを行い、料金設定について協議していく。</p>
---	---

2-2 各所管課及び関係課に対するもの  
【出資団体等関係】

所 管 課	スポーツ課
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県体育協会
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成 25 年度第 68 回国民体育大会派遣事業補助関係】</p> <p>【平成 25 年度国民体育大会第 33 回九州ブロック大会派遣事業補助関係】</p> <p>(1) 補助金の交付決定が遅延していた。 補助金交付要綱で、補助金交付申請が到達してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間が規定されているにもかかわらず、標準期間を超えて交付決定していた。</p> <p>① 平成 25 年度第 68 回国民体育大会派遣事業 標準期間 14 日（交付決定までに要した期間 39 日） 補助金交付申請年月日 平成 25 年 8 月 1 日 補助金交付決定年月日 平成 25 年 9 月 9 日</p> <p>② 平成 25 年度国民体育大会第 33 回九州ブロック大会派遣事業 標準期間 14 日（交付決定までに要した期間 52 日） 補助金交付申請年月日 平成 25 年 5 月 20 日 補助金交付決定年月日 平成 25 年 7 月 11 日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後は、交付決定において遅延することのないよう、早めに事務に取り掛かるよう指導を行うとともに、チェック体制の強化を図ることとした。</p>

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【明るい長寿社会づくり推進事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>実績報告書で、補助対象外経費の一部を補助事業に要した経費に含めて報告されているものがあつた。所管課においては実績報告書の審査を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後同様のことが起こらないよう、実績報告書を受け付ける際に補助対象外経費が含まれていないか団体に対し確認するとともに、実績報告書の審査において、複数人でチェックを行うなど所属内のチェック機能を強化していく。</p>

所 管 課	生活衛生課
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県生活衛生指導助成事業補助関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>実績報告書の人件費に、団体の収益事業に係る人件費を含めて提出されていたにもかかわらず、修正指示を行うことなく受理していた。実績報告書の審査を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 実績報告の厳格な審査及び補助事業者への指示、指導を徹底する。</p>

所 管 課	生活衛生課
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【出資関係】</b></p> <p>(1) 手数料条例における手数料の納付時期に関する規定について、検討を要するものがあつた。</p> <p>佐賀県手数料条例において、手数料の納付時期を「検査を受けようとするとき」と規定されているが、「検査を受けようとするとき」には正確な羽数が不明なため、食鳥処理場で羽数を確定後に請求し、収納されている。</p> <p>手数料の納付時期について、実態を踏まえ見直しを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 検査の実施体制、九州各県の状況などの実態を踏まえ、対応案の検討を行っているところである。</p>

**【補助金等交付団体関係】**

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県私立幼稚園退職金社団 ほか1団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立学校退職基金社団等補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金の交付決定が遅延していた。</p> <p>補助金交付要綱で、補助金交付申請が到達してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、2週間とすると規定されているにもかかわらず、交付決定までに40日を要していた。</p> <p>補助金交付申請年月日 平成25年11月29日</p> <p>補助金交付決定年月日 平成26年1月8日</p>	<p>○ 今後は2週間以内に交付決定を行うよう、事務処理を迅速に行うこととしていく。</p> <p>なお、平成26年度については、下記のとおり交付決定を行った。</p> <p>補助金交付申請年月日 平成26年11月25日</p> <p>補助金交付決定年月日 平成26年12月1日</p>

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	学校法人リョーユー学園ほか70団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付申請書等の審査及び団体への指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助金算定の基礎となる保育担当者数を本来より多い人数で申請書等が提出され、過大な補助金の交付となっているものがあつた。</p> <p>所管課においては、補助金交付申請書等の審査及び団体への指導を徹底されたい。</p> <p>また、書面だけではこうした誤りの確認には限界もあり、実地に確認するよう努められたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成26年度は補助金申請・執行にあたっての注意点をまとめたチェックリストの配布を行い、適切な補助金申請・執行の意識喚起を行った。今後も保育担当者数等については精査し、適正な事務処理を行うよう指導を行っていく。</p>

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 事 業	平成 25 年度佐賀県安心こども基金特別対策事業 費補助（児童養護施設等の生活向上のための環境 改善事業） （特定非営利活動法人ふれあい謙志塾）
（監査の結果） （1）補助金交付要綱で、改正を要するものがあ った。 平成 24 年 6 月 7 日付け財務課長通知（財第 312 号）では、補助事業者の資産形成に資す る補助事業等を実施する場合、財源の適切な 支出や効率的な使用を図るため、補助金交付 要綱において補助事業者が事業を行うため締 結する契約に関し、競争等の条件を定めるこ ととされているが、交付要綱にその旨の記載 がないことから、交付要綱を見直されたい。	（措置の内容） ○ 平成 27 年 6 月 4 日付けの国の安心こども基 金管理運営要領の改正に伴う要綱改正の際に、 補助事業者が事業を行うため締結する契約に 際し、競争等の条件を付す旨の改正を行った。 （平成 27 年 9 月 3 日改正）

所 管 課	循環型社会推進課
監 査 対 象 団 体	株式会社サンワ環境
（監査の結果） 【佐賀県リサイクル産業育成支援事業補助（平成 24 年度）関係】 （1）補助金交付決定通知が適正でなかった。 交付決定通知書に補助金交付の条件が列記 されているが、交付要綱に定める交付条件で 記載されていないものがあつた。	（措置の内容） ○ 補助金交付決定通知書に必要事項を記載す るよう関係職員に対し周知を行った。

所 管 課	スポーツ課
監 査 対 象 団 体	第 66 回県民体育大会実行委員会
（監査の結果） 【第 66 回県民体育大会実行委員会分担金関係】 （1）規程の見直しについて指導を要するものが あつた。 県職員が事務局を担っている協議会につい ては、平成 22 年 3 月に定められた「協議会の 設置及び運営に関する基本指針」に基づき、 必要な見直しを行うこととされているが、見 直しが不十分なものがあつた。 この基本方針では、総会の決定事項でなく ても重要な事項について事務局長だけでは決	（措置の内容） ○ 平成 27 年 2 月 10 日に、県民体育大会実行委 員会を開催し、県民体育大会実行委員会規約並 びに県民体育大会実行委員会規約の専決事項 について改正を行い、事務局長の権限の範囲を 明確にした。



められないようにすることとされているが、当実行委員会では会長の権限と事務局長の権限を明記した規程がなく、事務局長が専決できる範囲が不明確なものとなっているため、事務局長の権限の範囲が明確になるよう規程の見直しについて指導されたい。	
---	--

所 管 課	母子保健福祉課
監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人ふれあい謙志塾
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成 25 年度佐賀県安心こども基金特別対策事業補助（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）関係】</p> <p>(1) 交付申請書及び実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助金交付申請書、補助金変更承認申請書及び補助金実績報告書で、収支予算書（収支決算書）の歳入として当該補助金のみが記載され、補助金以外の資金について確認未了となっており、審査を徹底されたい。</p>	<p>○ 補助金交付申請書、変更申請書、実績報告書で補助金以外の資金について記載させ、差し替えをしている。</p> <p>今後とも、提出書類に不十分なことがないように審査を徹底していく。</p>

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人扇寿会ほか 23 団体
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成 25 年度軽費老人ホーム事務費補助関係】</p> <p>(1) 団体への指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱では、補助事業を行うために締結する契約について、県が定める「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守するよう定めているが、100 万円を超える委託業務契約で特別の理由が明確でないままに単一随意契約を行っているものが認められた。</p> <p>補助事業者の業務実態を踏まえ、これらの契約事務が適正に行われるよう指導を徹底されたい。</p> <p>(例) 100 万円を超える委託契約で単独随契となっていたもの 清掃委託、給食業務委託</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後は、契約事務の適正処理のため「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守するよう団体への指導を徹底する。</p>

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人椎原寿恵会ほか2団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助関係】</b></p> <p>(1) 団体への指導及び事業実績報告書の審査で不十分なものがあつた。</p> <p>① 年度終了実績報告書が県に提出されていなかったが、提出について指導していなかった。団体に対する指導を徹底されたい。</p> <p>② 事業実績報告書に添付されている歳入歳出決算(見込)書抄本に誤りがあつた。事業実績報告書の審査を徹底されたい。</p>	<p>○ 交付要綱の様式と異なる様式で報告されていたことが原因であつたため、交付要綱の様式で報告するよう団体に対して指導を行った。</p> <p>また、今年度同じ補助金を受ける団体に対して、注意喚起を行った。</p> <p>○ 今後は同様のことが起こらないよう、要綱に規定する書類が全て提出されているか確認するとともに、実績報告書の審査において、複数人でチェックを行うなど所属内のチェック機能を強化していく。</p>

所 管 課	障害福祉課就労支援室
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人かささぎ福祉会ほか3団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業補助(平成24年度)関係】</b></p> <p>(1) 団体への指示、指導で不十分なものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱第5条に定める、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額報告書が団体から提出されていなかった。報告書の提出について指導を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助事業者への適切な指示、指導を徹底するよう改めて職員に周知した。</p>

所 管 課	医務課
監 査 対 象 団 体	学校法人九州アカデミー学園ほか7団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県看護師等養成所運営費補助関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>実績報告書で、補助対象経費の一部を誤って報告されているものがあつた。所管課においては実績報告書の審査を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 適正な事務処理により、実績報告書を作成するよう指導するとともに、提出された実績報告書の審査を徹底していく。</p>

<p>(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>補助金交付要綱で標準的な期間を1月とすると規定しているものの、国の承認後に交付決定を行う必要があるため、交付決定までに218日を要していることから、要綱の改正を検討されたい。</p>	<p>○ 平成26年度から財源が地域医療介護総合確保基金となり、その処理期間を考慮し、交付申請が到達してから交付を決定するまでの標準的期間を30日から40日へ変更する補助金交付要綱の改正を行った。</p>
--	--

<p>所 管 課</p>	<p>医務課</p>
<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>国立大学法人佐賀大学ほか1団体</p>
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県ドクターヘリ施設整備事業補助関係】</b></p> <p>(1) 補助事業に係る契約事務で補助金交付要綱と異なる運用を行っているものがあった。</p> <p>補助金交付要綱では、補助事業を行うために締結する契約について、県が定める「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守するよう定めているが、国立大学法人については法人が定める契約手続に沿って処理して差支えない運用とし、要綱の定めと運用が異なるものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 事業者に対して補助金交付要綱の規定を遵守するよう周知徹底を行った。</p>

<p>所 管 課</p>	<p>医務課地域医療体制整備室</p>
<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>国立大学法人佐賀大学</p>
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県地域医療連携システム強化事業補助】</b></p> <p>(1) 補助事業に係る契約事務で補助金交付要綱と異なる運用を行っているものがあった。</p> <p>補助金交付要綱では、補助事業を行うために締結する契約について、県が定める「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守するよう定めているが、国立大学法人については法人が定める契約手続に沿って処理して差支えない運用とし、要綱の定めと運用が異なるものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 事業者に対して補助金交付要綱の規定を遵守するよう周知徹底を行った。</p>

<p><b>【佐賀県総合内科医育成事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助事業に係る契約事務で補助金交付要綱と異なる運用を行っているものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱では、補助事業を行うために締結する契約について、県が定める「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守するよう定めているが、国立大学法人については法人が定める契約手続に沿って処理して差支えない運用とし、要綱の定めと運用が異なるものがあつた。</p>	<p>○ 事業者に対して補助金交付要綱の規定を遵守するよう周知徹底を行った。</p>
--	--

<p>所 管 課</p>	<p>健康増進課</p>
<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 ほか1団体</p>
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則に定める実績報告書への効果の定めがなかつた。</p> <p>要綱の改正を検討されたい。</p> <p>(2) 団体への指導で不十分なものがあつた。</p> <p>実績報告書において、補助事業のうち、知事の承認を受けずに事業の内容及び経費の配分が変更されているものがあつた。</p> <p>所管課においては、団体への指導を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 実績報告書において事業の効果を記載するよう平成26年12月18日に補助金交付要綱の改正を行い、平成26年度補助金から適用した。</p> <p>○ 補助金交付要綱に基づき適切に事務を処理するよう団体への周知、指導を徹底していく。</p>

<p>所 管 課</p>	<p>国際経済・交流課</p>
<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>特定非営利活動法人国際下宿屋</p>
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私費留学支援事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>① 全体交流会経費の一部が計上されず、適正な実績報告書となっていないにもかかわらず、これを受理していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 実績報告書の審査について、内容審査を徹底することとし、不備があれば、団体に対し適正な事務処理を行うよう指導を行っていく。</p> <p>なお、確認が不十分であつた勤務実績等については改めて内容を審査し、実績報告書の内容</p>

<p>② 人件費及び交通費、雑費（コピー代）の支払を年度末に一括して行い、領収書で確認しているが、支払の根拠となるべき勤務実績等の確認が不十分であった。</p> <p>③ 補助金交付要綱に定める「私費留学生」の適否について、実績報告書からは確認できなかった。</p> <p>実績報告書の審査を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助金の交付決定が遅延していた。 補助金交付要綱で、補助金交付申請が到達してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とすると規定されているにもかかわらず、交付決定までに42日を要していた。</p> <p>補助金交付申請年月日 平成25年4月9日</p> <p>補助金交付決定年月日 平成25年5月20日</p>	<p>が適正であることを確認した。</p> <p>○ 今後、事務が遅延がないように進めることとする。</p>
---	--

<p>所 管 課</p>	<p>畜産課</p>
<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>唐津農業協同組合ほか2団体</p>
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県繁殖雌牛導入対策事業補助関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の審査で不十分なものがあつた。 実績報告書の添付書類として導入雌牛貸付契約書(写)が必要であるが、団体の押印のないものを受理していた。 実績報告書の審査を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 導入雌牛貸付契約書(写)の再提出を求め、団体印が押印されていることを確認し、受理した。</p>

<p>所 管 課</p>	<p>文化財課</p>
<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>武雄温泉株式会社ほか27団体</p>
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県文化財保存事業補助事業関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 補助対象経費に消費税及び地方消費税の課税対象経費が含まれているにもかかわらず、</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 国の「文化財保存事業費関係補助金交付要綱」が平成27年2月23日付けで改正されたことに合わせ同日付けで、「佐賀県文化財保存事業補助金交付要綱」を改正し、消費税及び地方</p>

<p>補助金交付要綱に仕入控除規定が定められていなかった。 補助金交付要綱の改正を検討されたい。</p>	<p>消費税に係る仕入控除の取り扱いを規定した。 また、同日付で市町教育委員会教育長あて通知した。</p>
--	---

### 【公の施設の指定管理団体関係】

所 管 課	母子保健福祉課
監 査 対 象 団 体	一般財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会 (佐賀県ひとり親家庭サポートセンター)
<p>(監査の結果) 【公の施設：佐賀県ひとり親家庭サポートセンター関係】</p> <p>(1) 管理委託料の取扱いで検討を要するものがあった。 基本協定書第 13 条で管理委託料は精算しないこととされているが、翌年度初めに提出される実績報告書に基づき事実上の精算を行い、5月になってから3月31日に遡って年度協定書の変更(年間委託料の減額)を行っていた。協定書に沿って精算を行わないこととするか、精算を行えるよう協定書を改めるのか、事務処理の見直しについて検討されたい。</p> <p>(2) 貸付備品の管理で適正でないものがあった。 佐賀県財務規則の一部が改正され、備品の管理については、財務経営システムへの入力をもって備品出納・管理簿への記入に代えることとなった。 平成 25 年度の指定管理経費で、備品(パソコン3台)の購入及び処分が行われていたが、所管課は把握しておらず、財務経営システムへの入力が行われていなかった。 このため、指定管理者による備品の管理(購入・処分)が把握できるよう「指定管理者業務仕様書」に管理状況(購入・処分)の報告を規定するとともに、報告書の様式を整備されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成 26 年度から協定書に沿って精算を行わずに済むよう、事務処理の見直しを行った。</p> <p>○ 平成 25 年度の指定管理経費において、購入したパソコン(NECPC-VJ24L:単価 100,800 円)3台については、財務経営システムの備品登録を行った。 また、「指定管理者業務仕様書」において、備品等の保守管理業務に関して、「購入及び処分があった場合は、別紙様式1により県への報告を行うこと」を明記する仕様書の改訂を行った。</p>

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	作業療法・介護福祉佐賀県在宅サポートセンター 共同事業体 (佐賀県在宅生活サポートセンター)
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県在宅生活サポートセンター関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>収支決算書の収入額（入居者負担金）に計上漏れがあり、適正な実績報告書となっていないにもかかわらず、これを受理していた。実績報告書の審査を徹底されたい。</p> <p>計上漏れ 未収金の入居者負担金 (70,800円)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 計上漏れについては指定管理者の決算書作成についての理解が不十分であったことから、指定管理者に指導を行った。</p> <p>現在は、指定管理者において、同様の誤りが起こるのを防ぐため、経理の専門家である会計事務所の指導を受け適正化を図っている旨確認している。</p> <p>今後は、指定管理者に対する実地調査の際に、会計事務所作成資料等を確認し、再発防止を図っていきたい。</p> <p>また、県においては、今後同様のことが起こらないよう、実績報告書を受け付ける際に計上漏れが無いか団体に対し確認するとともに、実績報告書の審査において、複数人でチェックを行うなど所属内のチェック機能を強化していく。</p>

所 管 課	まちづくり推進課
監 査 対 象 団 体	葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ (佐賀県立森林公園)
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県立森林公園関係】</p> <p>(1) 指定管理者の指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>協定書に定めた「個人情報管理体制等報告書」が提出されていなかった。</p> <p>所管課においては、指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>利用料金等収入の審査が不十分で、利用料金等の徴収の定めがないものを指定管理者の収入としているものがあつた。</p> <p>実績報告書の審査を徹底されたい。</p>	<p>○ 協定書に定められた書類の提出の確認や実績報告書の審査の徹底については、平成 27 年 4 月 24 日に、出先土木事務所の担当者を含め打合せを行い、指定管理者への指導を徹底するよう改めて周知した。</p> <p>○ 森林公園内の施設利用等で、料金設定が必要なものについては、指定管理者と協議し、改善を図る。</p>

所 管 課	まちづくり推進課
監 査 対 象 団 体	久保造園・アメックスグループ (佐賀県立佐賀城公園)
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：佐賀県立佐賀城公園関係】</b></p> <p>(1) 指定管理者の指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>事業計画書において、再委託予定業者として指定管理者（共同企業体）の構成員の企業が含まれており、実績においても構成員の企業に対し再委託しているが、共同企業体とその構成員の企業との契約は、民法第 108 条で禁ずる自己契約に該当するおそれがあることから、見直すよう指定管理者への指導を行われたい。</p> <p>また、再委託については協定書で県の事前承諾を要することとされているが、構成員の企業が業務の一部を第三者に請負わせるにあたっては再々委託であるとして承諾行為が行われていない。実質的には指定管理者から第三者への再委託であり、併せて見直すよう指定管理者への指導を行われたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成 27 年 4 月 28 日の平成 26 年度佐賀城公園管理運営状況確認調査時に、久保造園・アメックスグループに対し、指定管理者の構成員である企業を再委託先としないこと、また、構成員の企業から業務の一部を第三者へ請負わせるものについては、再委託として事前承諾を行うよう指導した。</p>